

人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

ROBINSを使った経営労務診断の活用

＜人事労務情報の積極的な情報公開＞

発行元：社会保険労務士 山口事務所
 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5
 ヒロビル2F
 TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763
 E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp
 Homepage：http://www.ys-office.co.jp
 Facebook：http://www.facebook.com/ysoffice

近年、ブラック企業問題等をきっかけとし、企業の労務管理上の健全性について、求職者や取引先の関心が高まっています。企業の業績拡大に伴う採用増により人材確保が難しくなっている中、ブラックではなく、適正な労務管理を行うホワイト企業であることのアピールも必要といえます。今回は労務管理の健全性を証明する手段としての経営労務診断のしくみについてご紹介します。

1. 人事労務の情報公開ニーズの高まり

今年の6月に連合(日本労働組合総連合会)が行った大学生・新社会人向けアンケートによると、大学4年生の約9割が登録している就職情報サイトに対し、公開してほしい企業情報を聞いたところ、次のような項目が挙げられました。

①過去3年間の採用者数(48.2%)、②過去3年間の離職者数(48.1%)、③福利厚生の内容(47.4%)、④平均勤続年数(47.1%)、⑤職場の雰囲気(41.1%)、⑥求める人物像(37.8%)、⑦前年度の所定外労働時間(32.8%)等
 その中で、特に②や⑦については、情報を得られたとする割合が10%を下回っており、就活生による情報提供の希望とギャップが生じているといえます。

また、今国会に提出された女性活躍推進法案や青少年雇用促進法案では、女性採用比率や勤続年数の男女差、労働時間の状況等に関する情報の公表や提供の義務付けも検討されており、社会的にも情報公開のニーズが高まってくるのが想定されます。こうした状況を踏まえ、優秀な人材の確保や取引先からの信頼獲得の手段として、積極的に労務管理の健全性をアピールすることを今後の戦略の一つとして考えてみてはどうでしょうか。

2. 経営労務診断結果の公表

離職率や平均勤続年数等の数値や、就業規則類の整備状況等を自社サイトに掲載するという方法もありますが、自社サイトが社名検索で上位に出て来なかったり、企業側の「自己申告」ですと信頼性の面で弱いところがあります。

そうした現状を踏まえ、現在社労士会ではプライバシーマーク制度を運営するJIPDEC(一般財団法人日本情報経済社会推進協会)と共同で、サイバー法人台帳ROBINS(ロビンス)を使った経営労務診断サービスを始めています。

【ROBINSとは?】<http://robins-br.jipdec.or.jp/index.html>

社労士等の第三者が企業の実在確認を行った上で登録を行う企業情報データベース。平成27年6月時点での登録件数は48,342件。誰でも閲覧可能。

つまり、我々社労士が、企業が実際に活動していることを確認したうえで企業情報をデータベースに登録し、さらに経営労務診断を実施して、その企業が労務管理を適切に行っていることをインターネット上で公表するというものです。

経営労務診断結果については、ROBINS サイトにて公表するほか、自社のホームページ上にも「経営労務診断適合企業」のシールを貼ることができますので、企業イメージ向上に役立てることが可能です。

3. 経営労務診断の実施項目

ROBINSの経営労務診断では、次の項目を扱います。

I 経営労務管理に関わる基本規定

- ・法定帳簿(労働者名簿、賃金台帳)
- ・人事労務関連規程(就業規則、賃金規程等)
- ・人事労務管理データ(労働時間管理、健康診断記録等)
- ・社会保険、労働保険(加入状況)
- ・組織関連規程(任意)

II 経営労務管理に関わる基本的数値情報

- ・従業員情報(従業員数、男女割合、平均年齢・年収等)
- ・就業情報(平均労働時間、平均勤続年数等)
- ・労務管理情報(女性管理職数、非正規雇用割合、直近3年の採用者数・離職者数)等

効果としては、ROBINSで経営労務診断結果を公表する企業は、経営労務管理上、基本規定にかかる法令を遵守しており、一定の基準をクリアしている企業であることをアピールできます。また、経営労務管理への取組状況を客観的に示す数値情報を公表することにより、企業が特に力を入れている取組みをアピールすることができます。なお、IIの数値情報の多くは任意掲載となるため、自信があつてアピールしたい情報のみを載せることが可能です。

4. 申込の流れ、コスト

ご興味のある方は弊所までご連絡いただければ、必要書類等をご案内します。必要書類をご用意いただいた後の登録作業等は基本的にすべて我々社労士が行いますので企業側に面倒な事務負担は発生しません。

コストは①データベース登録料と②社労士への診断料の2種類があります。①は年間1万円です。②は社労士ごとの個別契約によります。なお、経営労務診断を行わず、社名、住所等の企業情報のみを掲載することも可能です。

ご不明な点等ありましたら、お気軽にお問合せください。

● コラム ●

最近、6歳の息子が野球観戦にはまっています。プロ野球はもちろんのこと、高校野球にも興味が及び、休日は1日中高校野球を見続けています。以前は、朝なかなか起きず、バタバタと保育園の準備をしていましたが、今では6時半頃にNHKのスポーツニュースが始まると、すっと起きて腕組みをしながら前日のスポーツの結果をチェックしています。おかげで保育園送り後の私の出社時間も早まるので助かっています。(山口)